

岩国市公告第94号

経営管理権集積計画の縦覧について

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年7月22日

岩国市長 福田 良彦



1 縦覧期間及び縦覧時間

令和6年7月22日から令和17年3月31日までの間（ただし、岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に定める市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

岩国市のホームページ

岩国市役所農林水産部農林振興課 岩国市今津町一丁目14番51号

由宇総合支所農林建設課 岩国市由宇町中央一丁目1番10号

周東総合支所農林課 岩国市周東町下久原1208番地1

錦総合支所農林建設課 岩国市錦町広瀬12番地8

美和総合支所農林建設課 岩国市美和町生見12126番地

3 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在及び地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間
集 R6-2	岩国市下字大谷 10029 番 1	1232	25-6	山林	2.2599	令和6年7 月22日から 令和17年3 月31日まで
	岩国市下字大谷 10029 番 3	1232	35		0.1462	

4 本公告により、岩国市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。